

令和5年

大東四條畷消防組合議会第1回定例会会議録

令和5年2月16日 開会

令和5年2月16日 閉会

大東四條畷消防組合議会

令和5年 大東四條畷消防組合議会第1回定例会会議録

目 次

第1日（令和5年2月16日）（木）

○議事日程	1
○出席議員	1
○説明者氏名	1
○職務のために出席した者	1
○本会議の会議事件	2
○開会	3
○日程第1 会議録署名議員の指名について	3
○日程第2 会期決定について	3
○日程第3 議案第1号上程	4
理事者説明	4
質疑	4
採決	6
○日程第4 議案第2号上程	6
理事者説明	7
採決	8
○日程第5 議案第3号上程	8
理事者説明	8
採決	9
○日程第6 議案第4号上程	9
理事者説明	9
質疑	10
採決	12
○日程第7 議案第5号上程	12
理事者説明	13
質疑	14
採決	16
○日程第8 一般質問	16
○閉会	30

令和5年 大東四條畷消防組合議会第1回定例会（第1日）

令和5年2月16日（木）

○議事日程

- | | | | |
|----|----|-----|---|
| 第1 | | | 会議録署名議員の指名について |
| 第2 | | | 会期決定について |
| 第3 | 議案 | 第1号 | 大東四條畷消防組合個人情報の保護に関する法律施行
条例について |
| 第4 | 議案 | 第2号 | 大東四條畷消防組合職員の定年等に関する条例等の
一部を改正する等の条例について |
| 第5 | 議案 | 第3号 | 大東四條畷消防組合一般職の職員の給与に関する
条例等の一部を改正する条例について |
| 第6 | 議案 | 第4号 | 令和4年度大東四條畷消防組合一般会計補正予算
（第1次）について |
| 第7 | 議案 | 第5号 | 令和5年度大東四條畷消防組合一般会計予算について |
| 第8 | | | 一般質問 |

○本日の会議に付した事件

日程第1から第8まで

○議員定数9名

出席議員9名

- | | | |
|----------|-----------|----------|
| 1番 児玉 亮 | 4番 小南 市雄 | 7番 森本 勉 |
| 2番 天野 一之 | 5番 水落 康一郎 | 8番 吉田 裕彦 |
| 3番 大東 真司 | 6番 渡辺 裕 | 9番 瓜生 照代 |

○説明者

- | | | | |
|--------------|-------|---------|-------|
| 管理者 | 東坂 浩一 | 次長兼予防課長 | 平田 繁樹 |
| 副管理者 | 東 修平 | 次長兼警防課長 | 河野 哲輝 |
| 会計管理者 | 田川 愛実 | 総務課長 | 堤 悟士 |
| 消防長 | 瀧田 昭彦 | 予防課参事 | 井藤 健 |
| 消防次長兼四條畷消防署長 | 西岡 栄治 | 警防課参事 | 北口 昌宏 |
| 大東消防署長 | 木村 真敏 | | |

○職務のために出席した者

- | | | |
|--------------|--------------|--------------|
| 総務課長補佐 古川 智広 | 予防課長補佐 片山 和広 | 警防課長補佐 加藤 久夫 |
|--------------|--------------|--------------|

○事務局

総務課上席主査 春日 直樹 総務課上席主査 藤川 俊輔 総務課主査 清親 勇亮

○本会議の会議事件

- ・大東四條畷消防組合個人情報保護に関する法律施行条例について
- ・大東四條畷消防組合職員の定年等に関する条例等の一部を改正する等の条例について
- ・大東四條畷消防組合一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例について
- ・令和4年度大東四條畷消防組合一般会計補正予算（第1次）について
- ・令和5年度大東四條畷消防組合一般会計予算について

【開会 13時30分】

(瓜生議長) これより、令和5年大東四條畷消防組合議会第1回定例会を開会いたします。

開会に先立ちまして、一言ご挨拶を申し上げます。

本日、管理者より第1回定例会を招集されましたところ、議員各位には時節柄何かとご多忙の中、ご出席を賜り、誠にありがとうございます。

どうか慎重にご審議を重ねられますとともに、議事進行に格別のご協力を賜りますようお願い申し上げます。開会のご挨拶とさせていただきます。

次に、管理者からご挨拶を受けることにいたします。

(東坂管理者) 議長

(瓜生議長) 東坂管理者

(東坂管理者) 開会にあたりまして、一言ご挨拶を申し上げます。

本日、ここに、令和5年大東四條畷消防組合議会第1回定例会を招集させていただきましたところ、議員各位にはご多用の中、ご出席を賜り誠にありがとうございます。

さて、本日ご提案申し上げます議案は、条例の制定並びに条例の一部改正3件、令和4年度一般会計補正予算(第1次)及び令和5年度一般会計予算の合計5件でございます。

何とぞ、よろしくご審議の上、ご議決賜りますようお願いを申し上げます。甚だ簡単ではございますが、開会にあたりましてのご挨拶とさせていただきます。

どうぞ、よろしく願いをいたします。

(瓜生議長) 本日は、全員のご出席をいただいております。議会は成立いたします。

この際、申し上げます。本日の議事日程は、お手元に配布しております日程表のとおり定めておりますので、これによりご了承いただきたいと存じます。

【日程第1 会議録署名議員の指名について】

(瓜生議長) 次に、日程第1 会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第72条の規定により、議長において議席番号4番 小南議員、7番 森本議員を指名いたします。

【日程第2 会期決定について】

(瓜生議長) 次に、日程第2 会期決定の件を議題といたします。

お諮りいたします。

本会議の会期は、本日1日といたしたいと存じますが、これにご異議ございませんか。

【「異議なし」の声あり】

ご異議なしと認めます。

よって会期は、本日1日とすることに決定いたしました。

【日程第3 大東四條畷消防組合個人情報の保護に関する法律施行条例について】

(瓜生議長) 次に、日程第3 議案第1号 大東四條畷消防組合個人情報の保護に関する法律施行条例についての件を議題といたします。

理事者に説明を求めます。

(西岡消防次長兼四條畷消防署長) 議長

(瓜生議長) 西岡消防次長兼四條畷消防署長

(西岡消防次長兼四條畷消防署長) 議案第1号 大東四條畷消防組合個人情報の保護に関する法律施行条例(案)につきまして、提案理由のご説明を申し上げます。

議案書の1ページをお開きください。また、議案説明資料1ページの概要も併せてご覧ください。

令和3年5月、デジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律により、個人情報の保護に関する法律が改正され、地方公共団体の個人情報保護制度については、改正後の個人情報保護法による社会全体のデジタル化に対応した個人情報の保護とデータ流通の両立を図るための標準的な規律を定めた全国的な共通のルールが適用されることに伴い、現行の個人情報保護条例を廃止し、条例で定めることが法律上必要な事項及び許容されている事項等を整理し、新たに本条例を制定するものでございます。

施行日につきましては、令和5年4月1日でございます。

以上、何とぞよろしくご審議の上、ご議決賜りますようお願い申し上げます。

(瓜生議長) 議案質疑については、1名から通告がありましたので、質問を許可いたします。

なお、議案質疑は、会議規則第47条の規定により、同一議員につき、同一議題について3回以内といたします。

それでは、2番 天野議員どうぞ。

(天野議員) よろしく申し上げます。天野です。

今回のこの法律改正ということで、私たちの日本共産党議員団としては、全国的にも大きな問題がこれはあるというふうに、まず認識しております。

そこでまずお聞きしたいんですけども、これまでの大東四條畷消防組合での個人情報条例というのがあると思いますけども、この条例で扱う当消防組合での個人情報の項目、これについて具体的にどのようなものがあるかお答えいただけますでしょうか。

(西岡消防次長兼四條畷消防署長) 議長

(瓜生議長) 西岡消防次長兼四條畷消防署長

(西岡消防次長兼四條畷消防署長) 当消防組合が扱う主な個人情報としましては、火災や救急業務における傷病者の情報、管内消防対象物の所有者等の関係者情報などがございます。

以上でございます。

(天野議員) 議長

(瓜生議長) 天野議員

(天野議員) 今のお答えから言いますと、例えば、火災でありますとか救急搬送で要請された方の状況であったりとか、どういった火災状況であったりとかというような情報もあるかと思えます。この情報というのは、当然、今後の防災でありますとか、予防とか原因を究明する意味では管内では物凄く重要な情報だと思います。しかし、外部にもし漏れてしまうということを考えますと、かなりデリケートな情報も入っているかと思えます。

そして、手続きなどでの防火対象物などのところでしたら、事業者さんの会社の状況、経営状況などというのはいくらか入ってることも有り得るかと思えます。ちょっと、詳しく見たことないのでわかりません。

このことを考えてみますと、今回の条例改正によりまして、国の推し進めるデジタル社会の形成を図る共通ルール化に合わせることになるかと思えます。最大のこの目的、匿名加工情報制度と情報連携を自治体に行わせるということが大きな問題となっているんですけども、匿名加工情報を本人の同意を得ずに、第三者提供、目的外利用が可能とされているという点がございます。

現在の大東四條畷消防組合の条例の第1条にも、組合の保有する個人情報を開示、訂正及び削除する住民の権利を保障するとともに、個人情報の適正な取扱いに関し必要な事項を定めることにより、個人の尊厳の確保と住民の基本的人権の擁護に資するものとする。とあります。得た情報の個人の方、人権とか不利益にならないよう厳正に管理していくということです。

しかし、国の共通化の改正については、得た個人情報の個人尊厳、基本的人権の擁護により改正法第1条では、個人情報の適正かつ効果的な活用を個人情報の有用性に配慮して行うとしながらも、データ利活用ができるようになるということが明記されているかと思えます。民間へのビジネス活用、そして、特定個人情報の恣意的な流用が懸念されます。

この点につきまして、私としては非常に大きな問題があると考えているんですけども、当消防組合でのこの点についての見解をお伺いします。

(西岡消防次長兼四條畷消防署長) 議長

(瓜生議長) 西岡消防次長兼四條畷消防署長

(西岡消防次長兼四條畷消防署長) 議員ご指摘の懸念点につきまして、匿名加工情報制度では、消防組合が扱う個人情報の恣意的な流用に繋がらないよう、徹底した安全管理措置が必要であると考えており、匿名加工情報の提供にあたっては、厳格な基準のもと慎重な作業が必要となることから、今後の国や構成市における取り組みなどを踏まえ、検討してまいります。

(天野議員) 議長

(瓜生議長) 天野議員

(天野議員) 一定の配慮はしていただけるということを今述べられていると思うんです。当然、消防組合としてそのことを継続してやっていただけるということは、私もそこはしっかりやっていただきたいと同意できるんですけども、ただこの問題というのは、国が指定した共通ルールなので、その指定した内容からは逸脱できないということも起こってきますので、この問題、私については非常に大きな問題があるということだけ主張しておきますので、よろしくお願いします。

以上です。

(瓜生議長) 天野議員の質疑が終了いたしました。

以上で、通告による質疑が終了いたしました。

他に質疑はございませんか。

【「なし」の声あり】

質疑なしと認め、質疑を終了いたします。

これより討論を行います。

【「なし」の声あり】

討論なしと認め、討論を終了いたします。

これより採決に入ります。

これより議案第1号の件を採決いたします。

お諮りいたします。

本件を原案のとおり、可決することに賛成の議員の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

挙手多数であります。

よって、議案第1号は原案のとおり可決されました。

【日程第4 大東四條畷消防組合職員の定年等に関する条例等の一部を改正する等の条例について】

(瓜生議長) 次に、日程第4 議案第2号 大東四條畷消防組合職員の定年等に関する条例等の一部を改正する等の条例についての件を議題といたします。

理事者に説明を求めます。

(西岡消防次長兼四條畷消防署長) 議長

(瓜生議長) 西岡消防次長兼四條畷消防署長

(西岡消防次長兼四條畷消防署長) 議案第2号 大東四條畷消防組合職員の定年等に関する条例等の一部を改正する等の条例(案)につきまして、提案理由をご説明申し上げます。

議案書の7ページをお開きください。また、議案説明資料2ページの概要も併せてご覧ください。

本案は、地方公務員法の一部改正を踏まえ、少子高齢化が進み、生産年齢人口が減少する中、複雑高度化する行政課題への的確な対応などの観点から、能力と意欲のある高齢期の職員を最大限活用しつつ、次の世代にその知識、技術、経験などを継承していく必要があることから、職員の定年を引き上げるもので、所要の改正及び規程の整備を行うため、関係条例の改正等をお願いするものでございます。

改正内容につきましては、大きく3点ございます。

1点目は、職員の定年を60歳から65歳に引き上げるもので、令和5年度から令和13年度までの間、段階的に定年年齢を引き上げるものでございます。

2点目は、管理監督職上限年齢制の導入でございます。いわゆる役職定年制と呼ばれるものであり、定年を65歳に引き上げる一方で、若手、中堅職員の昇進機会を確保し、組織全体の活力を維持するため、管理職に就く職員を原則60歳までとし、それ以降は非管理職に異動させるものでございます。

3点目は、定年前再任用短時間勤務制の導入でございます。

希望により、60歳に達した日以後に退職した職員について、従前の勤務実績等に基づく選考により、短時間勤務の職に採用することができるものでございます。

その他、給与に関する経過措置として、当分の間、60歳以降の職員の給料月額は、7割を水準とするとともに、退職手当についても、不利にならないよう経過措置を設けております。

施行日につきましては、令和5年4月1日からとしております。

ただし、第5条中、大東四條畷消防組合職員の退職手当に関する条例第10条第4項及び第11項第5号並びに附則第7項の改正規定並びに附則第14条の規定は、公布の日から施行となります。以上、何とぞよろしくご審議の上、ご議決賜りますようお願い申し上げます。

(瓜生議長) 本議案に対する質疑通告はございません。

質疑はございませんか。

【「なし」の声あり】

質疑なしと認め、質疑を終了いたします。

討論を省略し、ただちに採決に入ります。

これより議案第2号の件を採決いたします。

お諮りいたします。

本件を原案のとおり、可決することに賛成の議員の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

挙手全員であります。

よって、議案第2号は原案のとおり可決されました。

【日程第5 大東四條畷消防組合一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例について】

(瓜生議長) 次に、日程第5 議案第3号 大東四條畷消防組合一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例についての件を議題といたします。

理事者に説明を求めます。

(堤総務課長) 議長

(瓜生議長) 堤総務課長

(堤総務課長) 議案第3号 大東四條畷消防組合一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例(案)につきまして、提案理由をご説明申し上げます。

議案書の29ページをお開きください。また、議案説明資料3ページの概要も併せてご覧ください。

本案は、昨年8月8日に出されました人事院勧告等に基づきまして、一般職の職員の給与に関する法律等の一部を改正する法律が改正されることに鑑み、本消防組合の一般職職員の給与及び勤勉手当並びに会計年度任用職員の報酬につきまして、大東四條畷消防組合一般職の職員の給与に関する条例のほか、大東四條畷消防組合会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の改正をお願いするものでございます。

改正内容につきましては、官民較差等に基づく給与水準の改定でございます。

具体的には、令和4年4月1日に遡って、平均0.3%引き上げる給料表の改定を行うものでございます。併せて、賞与につきましても、一般職の職員は勤勉手当として、0.10月分を引き上げる改定を行うものでございます。

施行日につきましては、一般職の職員の給与に関する条例については、公布の日から施行し、令和4年4月1日からの適用といたします。会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例につ

いては、令和5年4月1日から施行いたします。

以上、何とぞよろしくご審議の上、ご議決賜りますようお願い申し上げます。

(瓜生議長) 本議案に対する質疑通告はございません。
質疑はございませんか。

【「なし」の声あり】

質疑なしと認め、質疑を終了いたします。

討論を省略し、ただちに採決に入ります。

これより議案第3号の件を採決いたします。

お諮りいたします。

本件を原案のとおり、可決することに賛成の議員の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

挙手全員でございます。

よって、議案第3号は原案のとおり可決されました。

【日程第6 令和4年度大東四條畷消防組合一般会計補正予算（第1次）について】

(瓜生議長) 次に、日程第6 議案第4号 令和4年度大東四條畷消防組合一般会計補正予算（第1次）の件を議題といたします。

理事者に説明を求めます。

(堤総務課長) 議長

(瓜生議長) 堤総務課長

(堤総務課長) 議案第4号 令和4年度大東四條畷消防組合一般会計補正予算（第1次）につきまして、提案理由をご説明申し上げます。

お手元の一般会計補正予算書1ページと議案説明資料4ページをお開きください。

それでは、議案説明資料に沿ってご説明いたします。

今回の補正は、歳入歳出それぞれ1千966万1千円を減額し、総額19億6千837万6千円とするものです。

歳入の補正につきましては、款1 分担金及び負担金345万1千円の減額、款2 使用料及び手数料27万2千円の減額、款3 国庫支出金28万9千円の増額、款5 財産収入94万4千円の増額、款6 諸収入222万1千円の減額、款7 組合債1千600万円の減額、款8 繰越金105万円の増額となっております。

歳出につきましては、款3 消防費1千956万1千円の減額、款4 公債費10万円の減額となっております。

次に、詳細についてご説明いたします。

補正予算書の12ページ、13ページをお開き願います。

消防費における主な項目についてご説明いたします。

はじめに、減額の理由ですが、主に2点でございます。

1点目は職員給与等管理費で、年度内の自己都合退職による一般職給の不用額及び期末手当については、令和3年度の引下げ相当額を令和4年6月期に減額調整したことで生じた不用額でございます。

2点目は消防設備等維持管理費で、高機能消防指令センター実施設計業務委託の入札による不用額でございます。

次に、増額の理由ですが、こちらも2点ご説明いたします。

1点目は職員給与等管理費で、新型コロナウイルス感染症に係る災害対応等により、年度末までに不足することが見込まれる特殊勤務手当及び時間外勤務手当の増額でございます。

2点目は昨今の燃料費高騰に伴う、消防車両維持管理費の車両燃料費の増額でございます。

その他の項目は決算見込みにより、不用額等を計上しております。

補正予算書の4ページから5ページと議案説明資料の4ページにお戻りください。

第2表の債務負担行為は、消防庁舎や設備の保守業務等で4月1日の年度変わり時点から業務委託を実施していくにあたり、今年度内に契約を行う必要がある事業について債務負担行為をお願いするものでございます。

第3表の地方債の補正は、高規格救急車及び消防ポンプ自動車の更新整備並びに高機能消防指令センター実施設計業務委託料等による起債対象経費が減額となったことから、充当財源である地方債についても減額となったものでございます。

以上が、令和4年度大東四條畷消防組一般会計補正予算（第1次）の提案理由でございます。

何とぞよろしくご審議の上、ご議決賜りますようお願い申し上げます。

(瓜生議長) 議案質疑については、1名から通告がありましたので、質問を許可いたします。

なお、議案質疑は、会議規則第47条の規定により、同一議員につき、同一議題について3回以内といたします。

それでは、2番 天野議員どうぞ。

(天野議員) よろしく申し上げます。

今、ご説明もありましたように、全体で1千966万1千円の減額補正となるかと思えます。

特に気になりますのが、特殊勤務手当233万5千円、時間外手当1千145万5千円の増額。そしてまた、燃料費高騰からの車両燃料費140万円の増額ということがございます。

前議会での11月にあったと思いますが、令和3年度の決算の質疑の中でも、この間の新型コロナウイルスの感染拡大と燃料高騰の状況を反映して、人件費、また燃料費などを柔軟に支障のないようにするために、増額ということも柔軟に考えていただきたいと述べたところです。

そこでまず、1つ目の確認なんですけども、特殊勤務手当が充当する条件からコロナ感染拡大の繰り返しにより増加したと私は推測しております。この増額に充当する出場状況について前年

比較に関して説明を求めます。

(堤総務課長) 議長

(瓜生議長) 堤総務課長

(堤総務課長) 特殊勤務手当の補正理由の主なものは、新型コロナウイルス感染症への対応として、1当直あたり3千円を支給している防疫作業手当の増加によるものでございます。

この手当の支給回数は令和5年1月時点の累計で、前年同月から1千124回増加しており、前年比較でおよそ2.8倍の支給実績となっております。

なお、その他の特殊勤務手当につきましては、前年度とほぼ同水準の支給実績となっております。以上です。

(天野議員) 議長

(瓜生議長) 天野議員

(天野議員) 防疫手当のところで前年比でも2.8倍ということですので、やはりコロナ感染での搬送などが増えている実情が窺いとれると認識いたします。

2つ目なんですけども、時間外手当の増加も感染拡大との関係が強いと推測できます。1人当たりの平均の時間外勤務時間数、平均手当金額及び前年との比較についての状況の説明をお願いいたします。

(堤総務課長) 議長

(瓜生議長) 堤総務課長

(堤総務課長) 時間外勤務手当でございますが、こちらも新型コロナウイルス感染症の影響により、救急搬送が長時間に及ぶ事例や、当直職員の欠員補充等により時間外勤務の時間数が増加しております。

令和4年度中における支給対象職員1人当たりの時間外勤務は、平均で約190時間、支給額は約54万2千円となる見込みで、前年度実績との比較では、時間数で36時間、支給額で約7万5千円の増加となります。以上でございます。

(天野議員) 議長

(瓜生議長) 天野議員

(天野議員) こちらもやはり、時間外ということで出動する時間が増えているということも認識いたします。

3つ目なんですけども、燃料費のことにもちょっと触れましたが、今回この燃料費を直接というわけではなく、出動増加と車両の稼働時間などこれを裏付ける状況についてわかるような説明を求めます。

(河野次長兼警防課長) 議長

(瓜生議長) 河野次長兼警防課長

(河野次長兼警防課長) ご質問について、お答えさせていただきます。

救急出場件数は、新型コロナウイルス感染症流行前の令和元年が約1万件に対し、令和4年は約1万1千件と僅かながら増加しています。また、1件あたりの活動時間の指標としている、覚知時間から病院収容までの時間は、令和元年は約36分で、新型コロナウイルス感染症の影響を大きく受けた令和4年では約40分と平均ではありますが約4分長くなっており、年間にして約650時間、活動時間が伸びている状況で、燃料費増加の一因にもなっております。

以上でございます。

(瓜生議長) 天野議員の質疑が終了いたしました。

以上で、通告による質疑が終了いたしました。

他に質疑はございませんか。

【「なし」の声あり】

質疑なしと認め、質疑を終了いたします。

これより討論を行います。

【「なし」の声あり】

討論なしと認め、討論を終了いたします。

これより採決に入ります。

これより議案第4号の件を採決いたします。

お諮りいたします。

本件を原案のとおり、可決することに賛成の議員の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

挙手全員でございます。

よって、議案第4号は原案のとおり可決いたしました。

【日程第7 令和5年度大東四條畷消防組合一般会計予算について】

(瓜生議長) 次に、日程第7 議案第5号 令和5年度大東四條畷消防組合一般会計予算の件を

議題といたします。

理事者に説明を求めます。

(堤総務課長) 議長

(瓜生議長) 堤総務課長

(堤総務課長) 議案第5号 令和5年度大東四條畷消防組合一般会計予算につきまして、提案理由をご説明申し上げます。

お手元の一般会計予算書1ページをお開きください。また、議案説明資料は5ページをご覧ください。

まず、第1条、歳入歳出予算の総額は19億5千365万4千円としており、前年度当初予算と比べ、3千438万3千円の減少でございます。

第2条、地方債でございますが、こちらは予算書の4ページ、第2表をご覧ください。

消防庁舎維持管理費として限度額2千10万円、消防力等整備事業として限度額3千110万円としております。なお、起債の方法、利率、償還の方法につきましては、表のとおりでございます。

予算書の1ページにお戻り願います。

第3条、一時借入金につきましては、1億円を最高額とさせていただきます。

第4条は、預金債権と地方債債務の相殺について規定しております。

それでは、歳入の主なものについてご説明申し上げますので、8ページ、9ページをお開きください。

款1 分担金及び負担金、項1 負担金、目1 負担金は18億6千798万9千円で、前年度と比べまして4千187万円の増加でございます。構成両市の負担金額につきましては、組合規約第14条第2項による按分比率から、大東市分12億653万4千円、四條畷市分6億6千145万5千円となっております。

次に、10ページ、11ページをお開きください。

最上段の款5 財産収入、項1 財産売払収入、目1 物品売払収入50万円は、公用車更新に係る売払収入でございます。

次に、款6 諸収入、項2 雑入、目1 雑入1千882万5千円は、右のページ説明欄に記載のとおり、消防組合から両構成市に派遣しております職員の人件費相当分が主なものでございます。

次に、款7 組合債、項1 組合債、目1 消防債5千120万円は、高規格救急車等の購入費及び庁舎維持管理に係る工事等に充当する消防債でございます。前年度に比べて3千930万円の減少でございます。

款8の繰越金については、当該年度から前年度繰越金を1千万円とさせていただきます。

次に、歳出の主なものについてご説明申し上げます。

14ページ、15ページをお開きください。

まず、款3 消防費、項1 消防費、目1 常備消防費、右ページの説明欄、細目02職員給与等

管理費 16億1千280万2千円は、消防組合職員の給料その他各種手当等の人件費でございます。

次に、17ページをお開きください。

右ページの説明欄、細目10消防庁舎維持管理費7千22万7千円は、各署所における光熱水費のほか、施設管理委託料、施設修繕料が主なものでございます。大規模な庁舎の改修については、公共施設等総合管理計画の個別施設計画に基づき、各施設の修繕時期を定めて計画的な維持管理を進めておりますが、令和5年度につきましては田原分署の防水工事を予定しております。また、最も築年数の経過している四條畷署については、今後の長寿命化を検討するための劣化診断を行いたく、その経費を事務業務委託料として計上させていただいております。

次に、21ページをお開きください。

細目17消防力等整備事業4千136万4千円は、高規格救急車及び高度救命処置用資機材等の更新整備に係る費用の合計でございます。なお、購入予定車両につきましては議案説明資料の6ページに写真と事業費を掲載しております。

次に、細目19一般事務費1千782万円は、普通旅費や、消防活動用被服等の消耗品費、健康診断等の委託料が主なものでございます。

最後に予算書の22ページ、23ページをお開きください。

款4 公債費、項1 公債費は9千971万9千円で、前年度に比べ347万1千円の減少となっております。なお、当初予算の対前年度比較などは、議案説明資料の5ページに記載のとおりです。

以上が、令和5年度大東四條畷消防組合一般会計予算の提案理由でございます。

何とぞよろしくご審議の上、ご議決賜りますようお願い申し上げます。

(瓜生議長) 議案質疑については、1名から通告がありましたので、質問を許可いたします。

なお、議案質疑は会議規則第47条の規定により、同一議員につき、同一議題について3回以内といたします。

それでは、2番 天野議員どうぞ。

(天野議員) 引き続きお願いいたします。

先ほど、ちょっと補正予算で取り扱った内容とも連動してくるんですけども、まず1つ目は、特殊勤務手当費、これ昨年の当初予算とも同額となっております。それと、時間外手当についても、これも昨年の当初予算からすると200万円の増額ということになっております。ただし、先ほどの今年度の補正額から考えますと、来年度当初は減額計上という考え方もできるかと思うんですけども、ここに至った経過や見解はどのようにお考えかお聞かせください。

(堤総務課長) 議長

(瓜生議長) 堤総務課長

(堤総務課長) 令和5年度の特殊勤務手当及び時間外勤務手当の予算額につきましては、通常、前年度にあたる令和4年度の決算見込み額を考慮して計上させていただくところですが、当該年度につきましては令和4年7月から8月にかけての感染拡大第7波並びに12月から1月にかけての第8波の影響が大きかったと見られることから、手当の予算計上については、当初予算の段階で当時のピーク時が継続する想定はせず予算編成を行った次第です。

令和5年度においては新型コロナウイルス感染拡大の状況と、手当支給の推移を見ながら適切な予算執行を行っていきたいと考えております。以上です。

(天野議員) 議長

(瓜生議長) 天野議員

(天野議員) 状況はわかりました。また、状況によって柔軟に対応していただくことを求めています。

2つ目なんですけども、救急活動用消耗品の増強の必要性や在庫、補充の状況について、今回、予算が上がっておりますが、ご説明をお願いいたします。

(河野次長兼警防課長) 議長

(瓜生議長) 河野次長兼警防課長

(河野次長兼警防課長) 救急活動用消耗品費につきましては、令和4年度の予算額、約250万円のところ、令和5年度では約650万円を計上させていただいており、主に新型コロナウイルス感染防止対策として約350万円を増額しております。

この要因としましては、以前から感染症パンデミックに備え、備蓄していた感染防護衣などを年度ごとの購入整備と併せて使用してきており、備蓄在庫が少なくなっている状況を受け、今後も感染防止対策が必要であると判断し、整備するものでございます。以上でございます。

(天野議員) 議長

(瓜生議長) 天野議員

(天野議員) わかりました。

3つ目です。この項目の中に救急救命士関連研修負担金というのが出てくるんですけども、この間の救急出場の増大でありますとか、全職員でのローテーションでなんとか今の大変な状況を凌いでいることをお聞かせいただいているんですけども、この救急救命士の研修などについて、職員の研修状況及び救急技術の習得の拡大や技術のスキルアップなど、搬送状況からも充実がより必要だと考えるんですけども、現在の状況なども踏まえて、今どのような状況になっているかお聞かせく

ださい。

(河野次長兼警防課長) 議長

(瓜生議長) 河野次長兼警防課長

(河野次長兼警防課長) 救急隊員につきましては、北河内医療圏における医師を中心としたメディカルコントロール体制において実施される研修に加え、組織内の指導救命士を中心に研修等を実施し育成しております。

現在では、全職員が救急隊員の資格を取得しており、救急隊経験者も多数存在し、消防隊での連携や救急隊への乗り組み配置により訓練等を行っています。また若手職員にはジョブローテーションにより、救急隊としての実務経験を積ませるなど、組織全体で救急業務の充実強化を図っております。以上でございます。

(瓜生議長) 天野議員の質疑が終了いたしました。

以上で、通告による質疑が終了いたしました。

他に質疑はございませんか。

【「なし」の声あり】

質疑なしと認め、質疑を終了いたします。

これより討論を行います。

【「なし」の声あり】

討論なしと認めます。討論を終了いたします。

これより採決に入ります。

これより議案第5号の件を採決いたします。

お諮りいたします。

本件を原案のとおり、可決することに賛成の議員の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

挙手全員でございます。

よって、議案第5号は原案のとおり可決されました。

【日程第8 一般質問】

(瓜生議長) 次に、日程第8 一般質問を行います。

一般質問につきましては、2名から通告がありましたので、通告を受理した順により、質問を許可いたします。なお、一般質問は会議規則第48条の規定によりまして、議長において、各議員の発言時間を理事者発言時間を除きまして、10分間といたします。

それでは、6番 渡辺議員どうぞ。

(渡辺議員) 四條畷の渡辺 裕です。一般質問をさせていただきます。よろしくお願いいたします。

10分以内で、一問一答形式でいいということですので、分かりやすくするために一問一答形式で質問させていただきます。

まず、タイトルといたしまして、高機能消防指令システムと消防救急デジタル無線装置の整備における費用の適正化について、質問させていただきます。

今回、設計業務に関するものがありましたので、それに関連して、いろいろと内容がより知りたいことも含めて質問させていただきます。

まず、高機能消防指令システムと消防救急デジタル無線装置について、今後の予定においては令和5年度の補正予算で債務負担行為を設定する予定にはなっております。

そこで、前回の高機能消防指令システムの価格と実際の落札金額をそれぞれ教えていただけますか。

(河野次長兼警防課長) 議長

(瓜生議長) 河野次長兼警防課長

(河野次長兼警防課長) ご質問について、お答えさせていただきます。

運用中の高機能消防指令システムの予定価格は4億3千500万円で、落札金額は2億454万円、消防救急デジタル無線システムの予定価格は3億5千88万円で、落札金額は3億4千560万円となっております。以上です。

(渡辺議員) 議長

(瓜生議長) 渡辺議員

(渡辺議員) 順次、聞いていこうかなと思ったんですけど、両方合わせて答えていただいたので、それにちょっと合わせます。

前回の高機能消防指令システムに関しましては、今、河野次長お答えいただいたとおり、予定価格が4億3千500万に対し、落札金額が2億454万円ということでした。落札価格にすると47.02%と数字が出てるんですけども、100%からは大きく乖離しているんですけども、その時に当時、予定価格の積算根拠を憶えていれば教えてください。

(河野次長兼警防課長) 議長

(瓜生議長) 河野次長兼警防課長

(河野次長兼警防課長) 当時の積算根拠なんですけども、各社からの見積もりを基に予定価格を

設定しております。以上です。

(渡辺議員) 議長

(瓜生議長) 渡辺議員

(渡辺議員) 各社からの見積もりを基に積算したということは、おそらく当初の予定価格の4億3千500万ぐらいが、当時の相場だったのかなと思うので、実際に落札できたのがその半分以下という価格に対しては、すごくちょっと違和感を覚えたので質問させていただきました。

この、当時の高機能消防指令システムの運用開始が平成26年4月になっておりましたけども、契約自体はいつだったのか教えてください。

(河野次長兼警防課長) 議長

(瓜生議長) 河野次長兼警防課長

(河野次長兼警防課長) 契約につきましては、平成25年度となっております。

(渡辺議員) 議長

(瓜生議長) 渡辺議員

(渡辺議員) はい、わかりました。

平成25年に契約されたということだったので、これは消防組合発足前ということでしょうか。

(河野次長兼警防課長) 議長

(瓜生議長) 河野次長兼警防課長

(河野次長兼警防課長) 組合発足の1年前でございます。

(渡辺議員) 議長

(瓜生議長) 渡辺議員

(渡辺議員) わかりました。

やや、この時期ですので組合としても混乱してるというか、まだ落ち着きがない時期なのかなと

推測ができます。

一方において、消防救急デジタル無線装置について、質問させていただきます。

先ほど、河野次長も既にお答えいただきましたので、予定価格が3億5千88万円で、落札金額が3億4千560万円ということでしたので、まず、これについても積算根拠を教えてください。

(河野次長兼警防課長) 議長

(瓜生議長) 河野次長兼警防課長

(河野次長兼警防課長) 先ほどと同じで、各メーカーからの見積もりにより予定価格を設定しております。以上です。

(渡辺議員) 議長

(瓜生議長) 渡辺議員

(渡辺議員) わかりました。これに関しても複数の企業さんから見積もりを取っているの、当時の相場だったのかなと思います。

そこでまず、先ほどの高機能消防指令システムとの大きな違いは落札金額は98.49%になっているところです。ここで疑問が生じたんですけども、この消防救急デジタル無線装置に関しては平成27年4月に運用が開始されていますけども、実際の契約がいつだったのか教えてください。

(河野次長兼警防課長) 議長

(瓜生議長) 河野次長兼警防課長

(河野次長兼警防課長) 平成26年度でございます。

(渡辺議員) 議長

(瓜生議長) 渡辺議員

(渡辺議員) わかりました。

高機能消防指令システムが平成25年度で、この消防救急デジタル無線装置が平成26年ということで1年のタイムラグがあるのかなと思います。それを考えた時に先ほどの落札金額というのが、やっぱり違和感が覚えておまして、最初の予定価格としてはやや高いほうの高機能システムなんですけども、これが4億3千500万に対し47%の2億454万円で落札すると。1年後の消防救急デジタルに関しましては、予定価格の3億5千88万円に対して落札金額は3億4千5

60万円なんで、98.49%です。

では、このそれぞれの契約の入札形態を教えてください。

(河野次長兼警防課長) 議長

(瓜生議長) 河野次長兼警防課長

(河野次長兼警防課長) 指名競争入札により、契約をしております。

(渡辺議員) 議長

(瓜生議長) 渡辺議員

(渡辺議員) わかりました。

指名競争入札ということで、複数のところが入ってくれているのはいいことなのかなと思ったんですけども、複数の業者が入ったことによってなのか、そうじゃなかった場合もそうなんですけども、実際問題として、この高機能消防指令システムと消防救急デジタル無線装置は別の業者が落札したのか、同じ業者が落札したのか教えてください。

(河野次長兼警防課長) 議長

(瓜生議長) 河野次長兼警防課長

(河野次長兼警防課長) 同じ業者が落札しております。

(渡辺議員) 議長

(瓜生議長) 渡辺議員

(渡辺議員) わかりました。

これ、同じタイミングで同じ時期に同じ業者が落札しているんだったらいいのかなと思ったんですけども、実はこの消防救急デジタル無線のほうは1年後ということなので、考えようによっては1年前に安い価格で落札しときながら、1年後の後者のほうのシステムは100%にほぼ近い98.49%になったので、結果として得したかなというような疑問が生じてしまうんですけども、そこらへんについての考えを教えてください。

(河野次長兼警防課長) 議長

(瓜生議長) 河野次長兼警防課長

(河野次長兼警防課長) 高機能消防指令システムにつきましては、消防の広域化のタイミングに合わせて整備したものでございまして、両市の運用しておりました指令台の運用年数も考慮して、平成25年度に契約し、平成26年度から運用しております。

平成27年度から運用しております、消防救急デジタル無線につきましては、電波法の改正によりまして、アナログ無線からデジタル無線に移行のタイミングがございましたので、結果的に指令台の整備後、1年後に整備したという経緯がございます。以上です。

(渡辺議員) 議長

(瓜生議長) 渡辺議員

(渡辺議員) わかりました。

今、教えていただいたことはテクニカルなことなので、当時の組合発足当初そこまでわかってたかどうかというのは、僕自身もわかりませんし、我々議員なんかはそういうことまでわからずに、議決しているのかなと思います。

その中で、数字に置き換えて具体的に見た時に、最初の落札価格が47.02%で、後者の落札価格が98.49%というのを合計で考えたらどうなるのかなと思ひまして、単純に電卓で足してみました。両者の予定価格で見ますと、合計すると7億8千588万円に対して、合計の落札金額として5億5千14万円なので、合計すると70%なんです。70%の良し悪しはおいといたにしても、40何%で取るときながら、全体としては70%で取れたというのは非常に入札する業者からしたら、最初に損して得取れみたいなことがあり得るのかなと思ったんですけども、そのような懸念というのは、当初あったのでしょうか。

(河野次長兼警防課長) 議長

(瓜生議長) 河野次長兼警防課長

(河野次長兼警防課長) 整備そのものを単独で進めている中で、そのような懸念はございません。ただ、入札等で公平な仕様書を作成し、競争原理が働く中で契約等を行った経緯としております。以上です。

(渡辺議員) 議長

(瓜生議長) 渡辺議員

(渡辺議員) わかりました。

別の契約ですし、別のシステムですので、そこは一旦おいといたにしても、次にそれぞれのシステムの保守費用を教えてくださいとしますので、両方それぞれ教えてください。

(河野次長兼警防課長) 議長

(瓜生議長) 河野次長兼警防課長

(河野次長兼警防課長) 高機能消防指令システムの保守費用は、年間1千551万円。
消防救急デジタル無線システムは、年間913万円となっております。以上です。

(渡辺議員) 議長

(瓜生議長) 渡辺議員

(渡辺議員) わかりました。

それぞれ、1千万を超えるものだったり、2千万に近い保守費用がかかっているということですので、ちなみに前回の契約というのはそれぞれ10年契約になるのですか。その契約期間を教えてください。

(河野次長兼警防課長) 議長

(瓜生議長) 河野次長兼警防課長

(河野次長兼警防課長) これまでの運用経験から、約10年と設定しておりました。以上です。

(渡辺議員) 議長

(瓜生議長) 渡辺議員

(渡辺議員) わかりました。

10年ということであれば、例えば保守費用が年間にすると1千551万円、高い金額ではあるんですけども、1年当たりですと低く感じてしまいます。だけど、実際問題として10年で見ると、1億5千510万円になるし、もうひとつの消防救急デジタルにおいても、保守費用の10年間の合計でいきますと、9千130万円になるので非常に保守費用自体が高い金額になっているのかなというのがわかります。

そこで、システムを落札した業者がイコール保守契約の業者になるのか、若しくは保守契約をする業者は別の業者も保守をすることができるのかを教えてください。

(河野次長兼警防課長) 議長

(瓜生議長) 河野次長兼警防課長

(河野次長兼警防課長) 保守契約につきましては、機器の特殊性に鑑みまして、整備業者との随意契約により保守業務を担っていただいています。以上です。

(渡辺議員) 議長

(瓜生議長) 渡辺議員

(渡辺議員) わかりました。

今、次長の方から随意契約ということでしたので、システムの費用が例えば先ほどの前者の47.何%という、多少安い金額でやっていたとしても、保守で取るということも考え得るので普通に考えれば、このような非常に高価なシステムを予算化するときにおいては、保守も含めた予算措置を講ずる必要があるんじゃないかなと思うんですけども、いかがですか。

(河野次長兼警防課長) 議長

(瓜生議長) 河野次長兼警防課長

(河野次長兼警防課長) 次回、更新整備を今計画しているところなんですけども、システムの整備につきましては、現行の契約等の経験も踏まえまして、次期更新時には整備費用に加えて運用期間における保守費用も含めたトータル費用を勘案しまして、競争原理が十二分に働き、費用の低廉化に繋がるような入札方法を実施できるよう、調整を進めているところでございます。以上です。

(渡辺議員) 議長

(瓜生議長) 渡辺議員

(渡辺議員) わかりました。

今、次長の方から競争原理が働くように、今回の契約はいろいろと考えていただいているということでしたので、そこに関してはすごく安心いたしました。

今回では、今の答弁に関連するかもしれないんですけども、設計業務ということを別口で設定することによって、おそらく仕様書を作っていくことになると思うんですけども、仕様書を作ることによって、特定業者と契約せざるを得ないような状況にはならないのかという懸念があるんですけども、そこに関してのご見解をお尋ねいたします。

(河野次長兼警防課長) 議長

(瓜生議長) 河野次長兼警防課長

(河野次長兼警防課長) 実施設計の業務委託につきましては、仕様書の作成にあたり一部のメーカーに偏らず、多くの業者が参入できることを目的にしております。したがって、担当職員と業者間で綿密に打ち合わせを行い、仕様を作り上げております。

その作成段階におきまして、各メーカーに応札可能な仕様になっているかを確認し、コメント等を求める作業を行っており、公平性を担保し競争原理が働くように努めております。以上です。

(渡辺議員) 議長

(瓜生議長) 渡辺議員

(渡辺議員) わかりました。

質問しようと思えば、あと20分ぐらいできるんですけども、あと1分ですので、まとめに入りたいと思います。

今回、不安になったのが設計業務の委託の予定価格は1千165万7千円に対し、落札金額が110万円で9.44%でしたので、非常にこの乖離も心配になりました。契約に関しては非常に重要なことかなと思って、是非、総務の方には池井戸潤の鉄の骨という本を読んでもらいたいですけども、この本は入札を巡る談合とコスト削減に粉骨する企業と営業マンの物語なんですけども、この落札価格と適正価格の乖離は、まさにこれが国民負担、市民負担に繋がるということを書いているので、しっかりとした入札をして適正価格で落札してもらうことが市民負担の低減に繋がると思いますので、是非、時間があれば読んでいただければなど、参考になると思います。

以上です。

(瓜生議長) 渡辺議員の質問が終了いたしました。

それでは次に、2番 天野議員どうぞ。

(天野議員) 天野です。今日も一般質問よろしくお願いたします。

今日は救急搬送困難事例が続く中での、事故防止対策についてという観点から質問させていただきます。

まず、この2年間、新型コロナウイルスの感染拡大の繰り返しで、救急隊員の皆さんの搬送困難事例でありますとか、あるいは感染防止の対策、こういったことを繰り返し、各観点で取り上げた経緯の中でひとつ申し上げたいのが、この間、私の聞いている限りでは管内で大きな事故とか、あるいは患者搬送での大きな支障が出てなかったということは、各関係の皆さん、そして隊員の皆さんの大きな努力の成果でここまで来たということは私も認識しておりますので、これについてはまず、感謝を申し上げます。

ただしなんですけれども、昨年の12月末、東京都の昭島市で発生しました、救急車が中央分離帯に衝突、横転し隊員3人の方が軽症を負う交通事故が発生したということで報じられました。この原因が居眠り運転とされてはいるんですけれども、搬送活動に17時間連続で対応されていたことも伝えられております。

それと当日の東京消防庁の、これマスコミの言葉ですが、救急出動率という言葉が出てきているんですけれども、これが95%を超えていたということになりますと、東京消防庁という範囲が広い中でも、救急車がほとんど出払っているという、おそらく解釈になるかと思うんですけれども、こういった救急現場の逼迫した状態というのを非常に私も重く受け止めまして、この間、大きな事故も無く取り組んでこられたことは、本当に素晴らしいことなんですけど、今後、油断をせずこの事故も含めて新たな対応策というのでも検討していかなければならないのかなということ、今回、質問させていただきます。

まず、この事故についての当消防組合での受け止めについて、どのようにお考えか見解を伺います。

(木村大東消防署長) 議長

(瓜生議長) 木村大東消防署長

(木村大東消防署長) ご質問について、お答えさせていただきます。

東京都で発生した事故では救急活動が長時間にわたり、休憩も取ることができず隊員の疲労は極限状態であったと推測しております。

第8波の期間、当消防本部では当該事故の状況には至らず、連続した出場が最長でも6時間を超える程度にとどまっていますが、このような事故が起きないように救急出場体制が逼迫した状況では、救急隊員を他の消防隊員等とローテーションし休憩させるなど、救急要請に対応しつつ、隊員の疲労軽減を図ることが大切であると考えております。以上でございます。

(天野議員) 議長

(瓜生議長) 天野議員

(天野議員) 17時間に比べると少ないとはいえども、やはり6時間を超える実態があったということには、率直に私も驚きまして、決して状態によっては予断のできない状態かということのここでご答弁から察します。

2点目なんですけれども、感染拡大の第8波による搬送困難事案の件数、事案の特徴についてお聞きしたいんですけれども、今年1月11日に大阪府での搬送困難件数が、今年1月9日、過去最多の351件に達したということが、これもマスコミによって明らかになっております。

ここで、この間も月ごとの救急の搬送困難事例については、お聞きはしている状況なんですけれども、各感染拡大第何波ごとに当然、搬送困難件数も増えているということが、私も掴んでいるつも

りなんですけども、この第8波での搬送困難件数及び事案の特徴について、どのようなことが起きているのか、この大阪府でも繰り返す感染の中でも、過去最高というようなことになってきてますんで、今回の第8波の感染数、第7波よりも全体的には感染数は累計では少ないとはされているんですが、一方で死亡者数なども含めて、搬送困難件数も含めて、過去最多を更新したと情報があるんですが、この大東四條畷消防組合におけます、第8波の搬送の困難件数や事案の特徴について、状況をお伺いいたします。よろしくお願いいたします。

(木村大東消防署長) 議長

(瓜生議長) 木村大東消防署長

(木村大東消防署長) 新型コロナウイルス感染症に伴う救急搬送困難事案の状況調査は、医療機関への受け入れ要請4回以上で、現場滞在時間が30分以上の事案を対象としております。その条件に照らし合わせ、第8波の感染拡大時期で最も搬送困難事案が発生した令和5年1月の事案件数と感染状況が比較的落ち着いた令和4年10月の事案件数を比較しますと、令和4年10月が36件のところ、令和5年1月は112件となり、76件の増加がみられます。

次に、事案の特徴ですが、第8波では新型コロナウイルス感染者の搬送については、比較的スムーズに病院選定ができていましたが、検査未実施の発熱等の症状がある傷病者やその他の疾病で入院を必要とする傷病者の病院選定については、搬送困難事案に該当するケースが目立ちました。

以上でございます。

(天野議員) 議長

(瓜生議長) 天野議員

(天野議員) 今のご答弁からも、いろいろ病院態勢というのも整備されたりとかということも報じられている一方で、やはり感染の状況によっては引き続き、まだまだ医療機関の受け入れ態勢というのが状況によっては、しっかりと受け入れられる態勢には至っていないのかなということも感じます。

このことと共に、これだけ搬送困難事案というのが増えてくるということになりますと、先ほどの冒頭に言いました、東京都の事故におきましても隊員の皆さんの疲労状況ということも非常に今後、注視していかなければならない事柄かなと私も考えます。

先ほどの補正予算議案でも、全体で減額補正の中で時間外勤務、特殊勤務人件費などの補充を必要とする事態からも現場の直面する課題が伺えると感じております。現場の状況、交代制などきめ細かく今対応してローテーションも組んでいただいて、全職員というか、隊員の皆さんが全体でも対応していただいているということも聞いておりますし、その結果、今のところ大きな支障のない対応で任務遂行されていると聞いております。

しかしながら、冒頭に申しましたように隊員の皆さんの疲労状況などもしっかりと掴んだ上で、

迅速かつ正確な対応をしていただくためにも、3つの点について、今の状況をお聞きいたします。

まずは、現状の対応について、今どのような状況で現状を掴んで対応されているかというのをお聞きします。

2つ目なんですけども、この時間外勤務の実態、先ほどもちょっと補正予算の中でも出てきましたけど、ここももう少し踏み込んで時間外勤務の実態についてお伺いをします

3点目は活動の中で事故に繋がるとか、これ大丈夫だったという、俗に医療現場などでいいますヒヤリハットという言葉があると思うんですけども、こういった救急活動の現場でのヒヤリハットの事例、これはいくらか報告されているんでしょうか。また、報告されているようでしたら、どのような状況があってそれについての改善策があるのか、ここについて状況を3点ありますけども、お伺いいたします。お願いします。

(木村大東消防署長) 議長

(瓜生議長) 木村大東消防署長

(木村大東消防署長) はじめに現状の対応についてですが、救急出場が逼迫し出場時間が増加してきた場合には、隊員の疲労を考慮し、他の消防隊員等とのローテーションや件数の比較的少ない救急隊との配置場所の相互交替、また、救急隊が担当している事務を他の隊が協力するなど、随時、隊員の疲労軽減に努めております。

また、年末年始においては病院の受け入れ態勢が脆弱になり、救急逼迫が予測されましたので、本部の日勤者などで年末年始のシフトを組み、必要に応じて救急車を増隊できる体制をとり対応いたしました。

次に、救急隊員の時間外勤務の実態でございます。

時間外勤務手当の増加については、新型コロナウイルス感染拡大に伴う救急需要の増加が要因のひとつであると認識しております。第7波により救急需要が増加した令和4年7月及び8月につきましては、救急隊員の平均で月に10時間程度増加した実態がございました。

最後に、活動でのヒヤリハット事例の報告についてです。

救急隊からのヒヤリハット報告はございませんが、救急隊員へアンケートや面談を実施し、現状把握に努め、必要な対策を講じるようにしております。以上でございます。

(天野議員) 議長

(瓜生議長) 天野議員

(天野議員) 今のご答弁からも、やはり昨年の夏の第7波からにかけてまして、救急隊の皆さんのご苦労が窺えるような時間外の勤務でありますとか、病院への搬送件数、紹介件数や所要待機時間などが増えたことが、やはりしっかりと浮き彫りになってるかというふうに認識いたします。

ヒヤリハットの報告はなかったということで、今後、救急隊の皆さんへのアンケートや面談を実

施し、現状把握に努めていかれるということなんですけども、ひとつだけすいません、ここだけ事前に言ってないんですけど、確認だけさせていただきます。

このアンケートや面談というのは隊員の方から言うと、今こんなこと困っているとか、比較的言いやすいような、ひとつの環境というのを実施していただきたいイメージは持っているんですけど、このアンケートや面談の実施というのは、常々きめ細かく丁寧に行われているような状況にあるのか、ここだけちょっとすいませんが、どんな状況かお答えいただくことができますか。

(木村大東消防署長) 議長

(瓜生議長) 木村大東消防署長

(木村大東消防署長) 質問にお答えさせていただきます。

まず、アンケートにつきましては定期的というわけではございませんが、大きな感染拡大時期を踏まえて、随時、実施しております。

また、必要に応じて個人面談を実施している状況でございます。

以上でございます。

(天野議員) 議長

(瓜生議長) 天野議員

(天野議員) ありがとうございます。

ということはやはり、隊員の方がやはりちょっと気づいたりとか、ここ本当に今ちょっと大変なんだということを発信しやすい、また、受け取る側もそれを受信しやすい、聞き取りやすいことだけ常々努めていただきたいということを追及していただきたいというのだけ申し上げておきます。

質問項目の最後なんですけども、今後の対応の改善についての考え方を伺います。

今、第8波でだんだんと小康というか、だんだんと少なくなってきているとはいえども、当面、拡大と小康状態を繰り返すのであろうということも私は考えております。

当然、人件費の面でも補償と併せて隊員の皆さんの心身疲労の把握、改善策など健康管理の考慮を要すると考えます。先ほどのアンケートと面談というのもそこなんですけども、そしてまた、国の方針といたしまして、5月以降の感染5類の方針、今2類から5類として一般の診療所でも受け入れられるということで、ひとつ経済が回っていくという分と医療の局地的な混乱がなくなるのではないかというようなことも取り出されておるんですけども、こういう感染の5類の方針からの状況変化が当然、見込まれてきますし、また、救急の要請でありますとか困難対応の発生事例ですね、こういったことも状況によっては変化もできるのかなということも、いろいろ考えたりするんですけども、今、考えられるこの対応及び改善策について、どのように考えられてるかお聞きかせください。

(木村大東消防署長) 議長

(瓜生議長) 木村大東消防署長

(木村大東消防署長) 隊員の疲労や健康管理への考慮についてですが、これまでも実施してきました隊員の疲労軽減対策を継続するとともに、面談やストレスチェック診断などを利用し、精神的なケアも行い、ハード面とソフト面の双方で心身の疲労軽減に努めてまいります。

次に第5類への変更についてです。第5類への変更に伴い病院の受け入れ態勢や保健所等との連携体制などが変わると思われますが、当面、当該感染者からの救急要請は、終息に向かわない限り、大きな変化はないと考えております。したがって、5類への変更後も状況に応じて、しっかりと対応できる体制を整える必要があると考えております。以上でございます。

(天野議員) 議長

(瓜生議長) 天野議員

(天野議員) ではまとめとして、終息に向かわない限り大きな変化はない。その通りだと思います。ここでひとつ、やはり隊員の皆さんの迅速な健康管理の基での任務遂行と併せて、根本的には医療機関の態勢の充実というのがこの問題一番解決する大元というか中心になってくると思いますので、当組合、それと行政の各長からも大阪府などに対しての医療機関の充実など求めていっていただきたいということを述べまして、私からの質問を終わります。以上です。

(瓜生議長) 天野議員の質問が終了いたしました。

以上で一般質問を終了いたします。

以上をもちまして、本会議に付議されました案件は、すべて議了いたしました。

それでは閉会に際しまして、管理者からご挨拶を受けることといたします。

(東坂管理者) 議長

(瓜生議長) 東坂管理者

(東坂管理者) 閉会にあたりまして、一言お礼のご挨拶を申し上げます。

令和5年大東四條畷消防組合議会第1回定例会を招集させていただき、ご提案をいたしました各議案等につきまして、慎重にご審議の上、ご議決を賜り、誠に有難うございました。

今議会中にいただきました貴重なご意見、ご提言につきましては、今後の組合運営に十分に活かしてまいりたいと考えております。今後ともより一層のご支援、ご鞭撻を賜りますようお願いを申し上げます。

終わりに、議員各位におかれましては、くれぐれも健康にご留意をいただき、ますますご活躍さ

れますことをご祈念申し上げまして、甚だ簡単ではございますが、閉会にあたりましてのお礼のご挨拶とさせていただきます。どうも有難うございました。

(瓜生議長) 本会議の全日程は、滞りなく終了いたしました。

議員各位をはじめ皆様方には、議事進行に格別のご協力を賜り、厚くお礼申し上げます。

これもちまして、令和5年大東四條畷消防組合議会第1回定例会を閉会いたします。

ご起立ください。

礼。ありがとうございました。

どうもご苦勞様でございました。

【閉会 14時50分】

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

議 長 瓜生 照代

4 番議員 小南 市雄

7 番議員 森本 勉